

(証券コード 4696)

平成21年6月4日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町671番地

ワタベウェディング株式会社

代表取締役社長 渡部 秀敏

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C
（会場が昨年とは異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日、総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.watabe-wedding.co.jp/watabe/ir/stockholder/4696.html>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国発の金融危機を背景に夏場以降、景気は急速に悪化いたしました。前半は原油、原材料価格の高騰、後半は円高による輸出の減少により、企業収益が悪化するとともに、株価の低迷や製造業を中心とした雇用調整の顕在化によって個人消費が冷え込むなど、国内の経済はかつて経験したことがないような危機に直面しております。

当ブライダル業界におきましては、平成20年の婚姻届出件数は73万1千組（前年72万組）と若干増加いたしましたでしたが、長期的には日本における少子化の進行に伴う婚姻組数の減少傾向は依然として変わりはありません。このような事業環境に対応するため、当社グループはトータル・ブライダル・ソリューションの実現とグローバル展開により、個性化、多様化しているお客様のニーズにしっかりとお応えしつつ、企業価値の増大を図るべく、『WATABE VISION 2010』に基づく事業展開を行ってまいりました。

国内挙式事業におきましては、平成20年10月に財団法人 ゆうちょ財団よりメルパルクの事業を譲り受け、全国11ヶ所のメルパルクの施設運営を開始し国内におけるホテル事業拡大を図りました。また、同年10月には沖縄県宮古島市の「南西楽園 シギラベイサイドスイート アラマンダ」内「アラマンダ チャペル」の婚礼事業について運営を開始いたしました。同チャペルは宮古島としては初のリゾートウェディングチャペルとなります。

海外挙式事業におきましては、列席者へのサービスの拡充と海外挙式事業のさらなる強化・マーケットの活性化を図るため、平成20年11月にハワイ州オアフ島の「アクアペール フレ・マリーナ・コオリナル・ブラージュ」、米国グアム島の「サンビトレス・ベイサイド・チャペル」をリニューアルオープンいたしました。

店舗展開におきましては、店舗の機能性とお客様の利便性の向上による収益力強化のために、平成20年6月、千葉県千葉市の「千葉店」のスタジオをリニューアル、同年10月に宮城県仙台市の「仙台店」にスタジオを増設、平成21年2月に東京都中央区の「東京グランドプラザ」を全面改装、さらに、同区の「銀座サロン」を挙式専門店とし、都心エリアの近隣2店舗を一体として、お客様の目的に応じた店選びと利便性が高まるようにいたしました。また、同年3月には石川県金沢市にプリモ・ジャパン株式会社と「総合ブライダル館」を共同展開し、同館に「金沢店」を移転いたしました。

商品展開といたしましては、商品の品質とお客様満足度の向上を図るため、平成20年4月に沖縄県那覇市に沖縄DVDセンターを開設し、映像編集を内製化することにより、映像商品の原価低減に取り組みました。また、ドレス事業におきましては、平成21年1月、JUNKO KOSHINO株式会社と提携し、当社グループが提供

するリゾート挙式をコンセプトとした新ブランド「JUNKO KOSHINO」を開発、販売を開始いたしました。さらに、平成21年2月、人生の門出を記念日ととらえ家族や親しい友人でお祝いするサービスとして、目黒雅叙園におきましては「祝雅祭」というブランドを新たに立ち上げ、好評を博しております。

また、当連結会計年度は金融商品取引法による内部統制報告制度の適用に伴い、コンプライアンスを徹底し、グローバルなリスク管理を強化することで、社会からの信頼性を確保し、当社グループの企業価値向上に向け、取り組んでまいりました。

以上の結果、当社グループの業績は売上高46,406百万円（前年同期比31.5%増）、経常利益2,790百万円（前年同期比18.8%増）となりましたが、収益性の低下している一部施設店舗の撤退等により施設店舗整理損を計上したため、当期純利益は1,165百万円（前年同期比16.0%増）となりました。

サービス区分別の売上高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

サービス区分	前連結会計年度 （平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで）		当連結会計年度 （平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）		前年同期比
	金額	構成比	金額	構成比	
挙式関連売上高	26,779	75.9%	37,086	79.9%	138.5%
商製品売上高	4,895	13.8	4,787	10.3	97.8
貸衣裳収入	3,099	8.8	3,797	8.2	122.5
その他	526	1.5	734	1.6	139.6
合計	35,301	100.0	46,406	100.0	131.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、総額1,764百万円の設備投資を実行いたしました。

国内においては、挙式施設として「さっぽろ羊ヶ丘ウェディングパレス」（北海道札幌市）、「目黒雅叙園」、「メルパルク 岡山」の改装、営業店舗として東京グランドプラザの改装、岡山店の移転などを行いました。

海外においては、米国ハワイ州の「アクアベール フレ・マリーナ・コオリナ・ル・プラージュ」改装などを行いました。

③ 資金調達状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度の借入実行残高は800百万円になっております。

上記以外として、銀行借入により100百万円を調達いたしました。当連結会計年度に実施した設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。

④ 他の会社の事業の譲受け状況

当社の子会社であるメルパルク株式会社は平成20年9月19日開催の同社株主総会決議により、財団法人 ゆうちょ財団が日本郵政株式会社から運営を受託しているメルパルク11施設の事業承継に関し、財団法人 ゆうちょ財団と事業譲渡契約を締結し、平成20年10月1日にメルパルク11施設の運営事業を譲受けました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第42期 平成18年3月期	第43期 平成19年3月期	第44期 平成20年3月期	第45期 (当連結会計年度) 平成21年3月期
売上高	31,177	33,940	35,301	46,406
経常利益	1,732	2,625	2,348	2,790
当期純利益	1,105	909	1,004	1,165
1株当たり当期純利益	111円40銭	92円18銭	101円42銭	117円64銭
総資産	22,164	23,485	22,512	25,663
純資産	12,984	13,783	13,992	14,544
1株当たり純資産額	1,316円70銭	1,394円27銭	1,411円99銭	1,467円76銭

(注) 第43期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項ありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ワタベ・ユーエスエー I N C .	2,234千米ドル	100%	拳式運営・衣裳レンタル
ワタベ・グアム I N C .	700千米ドル	100% (100%)	拳式運営・衣裳レンタル
華徳培婚紗（上海）有限公司	2,300千米ドル	100%	ウェディングドレスの製造販売
華徳培婚礼用品（上海）有限公司	385,000千円	100%	写真アルバム製造等
華徳培婚礼創意（上海）有限公司	270,000千円	100%	写真アルバム編集等
沖縄ワタベウェディング株式会社	50,000千円	100%	拳式運営・衣裳レンタル
株式会社目黒雅叙園	378,000千円	100%	拳式・宿泊施設運営
メルパルク株式会社	350,000千円	100%	拳式・宿泊施設運営

(注) 出資比率の欄の（ ）内の数字は、間接所有割合で内書となっております。

③ 企業結合の成果

前記「(1)当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営課題につき以下のように認識しております。

① コンプライアンス体制の強化・充実

経営基本理念を共有するとともに、当社グループの行動指針である“倫理憲章”に基づき、社会の規範や法令を遵守し、高い倫理観をもって社会に必要なとされ続ける企業を目指すために、コンプライアンス体制の一層の強化・充実に取り組みます。

② リスク管理体制の強化・充実

グローバルな事業展開においては、国際紛争や自然災害など事業戦略で対処が困難な損失リスクを最小限に止め、事業の継続性を確保するために、当社グループにおけるリスク管理体制の強化・充実に取り組みます。

③ 多様化する顧客ニーズへの対応

国内における少子化の進行と顧客ニーズが個性化、多様化する中でさらに成長し続ける企業となるため、顧客の価値を創造していく挙式サービス等の提案を推進するとともに、国内挙式施設では結婚記念日や成人式などの“記念日事業”を事業の柱とすることに取り組みます。

④ 利益率の改善

平成20年10月にメルパルク事業を承継し、国内挙式事業は当社グループの売上の過半を占める最も大きな事業となりました。今後は、速やかに挙式組数の増加をウェディングドレスや写真アルバム等の生産機能につなげ、グループのシナジー効果を発揮して利益率の改善に取り組みます。

⑤ 人材の育成

当社グループが行うトータル・ブライダル・ソリューションの提供には、専門的知識と多くの経験が必要とします。グループ内における人材の交流、研修制度の充実等により、高度なスキルをもつ人材の育成・確保に取り組みます。

以上、新年度より上記を対処すべき課題と認識し、改善に取り組んでまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

- ① 海外挙式サービス事業及び挙式参加者を対象とした旅行事業
- ② 挙式施設運営などの国内挙式サービス事業
- ③ ウェディングドレス・挙式関連用品などの製造販売事業
- ④ 婚礼関連衣裳、成人式、各種パーティなどのフォーマル衣裳のレンタル事業
- ⑤ 衣裳に美容・着付・写真撮影をセットした衣裳と写真の総合サービス事業
- ⑥ 国内での結婚式場相談、結婚式のプロデュースや披露宴の企画演出、宝石貴金属等婚礼用品の斡旋などの挙式関連サービス事業

(6) 主要な営業拠点等 (平成21年3月31日現在)

① 当社

ワタベウェディング株式会社	本 社	京都市
	支 社	ハワイ (アメリカ)、オーストラリア
	営 業 所	京都、東京、横浜、大阪、滋賀、名古屋、神戸、新宿、広島、札幌、福岡

② 子会社

会 社 名	所 在 地
沖縄ワタベウェディング株式会社	沖縄県
株式会社目黒雅叙園	東京都
メルパルク株式会社	東京都
ワタベエンタープライズ株式会社	福岡県
ワタベファミリークラブ株式会社	京都府
株式会社H・R・S・S	京都府
ワタベヒューマンサポート株式会社	京都府
ワタベ・ユーエスエーINC.	アメリカ
ワタベ・グアムINC.	アメリカ領グアム
ワタベ・サイパンINC.	ノーザンマリアナ諸島サイパン
ワタベウェディング・カナダINC.	カナダ
ワタベ・オーストラリアPTY. LTD.	オーストラリア
ワタベ・ヨーロッパS. A. R. L.	フランス
ワタベ・ユーケーLTD.	イギリス
ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.	ベトナム
華徳培婚礼服務(上海)有限公司	中国
華徳培婚紗(上海)有限公司	中国
華徳培婚礼創意(上海)有限公司	中国
上海先衆貿易有限公司	中国
華徳培婚礼用品(上海)有限公司	中国
上海先衆西服有限公司	中国
華徳培薇婷香港有限公司	中国
華徳培婚禮股份有限公司	台湾
P T . ワタベバリ	インドネシア共和国

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,366名	578名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員744名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて578名増加しておりますが、その主な理由はメルパルク株式会社において、メルパルク11施設の運営を行うため、新規採用を行ったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
533名	68名増	34.7歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員321名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	657百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	440
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	220
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	140
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	140
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	40
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	40
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	10

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 22,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,909,400株 |
| ③ 株主数 | 4,328名 |
| ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 寿 泉	2,005,400株	20.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,092,900	11.02

(注) 出資比率は自己株式（177株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
旧商法の規定に基づく平成16年6月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権の概要

- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 42,000株
- ・権利行使時の1株当たり払込金額
1株当たり 2,703円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年8月1日から平成21年7月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
権利行使時において当社取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要するものとする。
- ・当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	12,000株	3名
監 査 役	12,000	3

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	渡 部 秀 敏	
取 締 役	川 口 博 司	社長室長
取 締 役	山 本 弘 也	管理本部長
取 締 役	翁 長 良 晴	営業本部長
取 締 役	落 合 敏 男	
取 締 役	松 永 幸 廣	京都監査法人マネージングパートナー
常 勤 監 査 役	岩 崎 久	
監 査 役	藤 本 壽 雄	
監 査 役	清 水 久 雄	税理士
監 査 役	工 藤 雅 史	弁護士

- (注) 1. 取締役落合敏男氏及び取締役松永幸廣氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役岩崎 久氏、監査役清水久雄氏及び監査役工藤雅史氏は、社外監査役であります。
 3. 当該事業年度に係る会社役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
 ・取締役翁長良晴氏は、沖縄ワタベウエディング株式会社他1社の代表取締役を兼任しております。
 4. 監査役清水久雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9名	127,170千円
監 査 役	4	25,800
合 計	13	152,970

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 3. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役4名であります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年6月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し209,538千円

(上記金額には、平成17年6月29日開催の第41期定時株主総会において決議した役員退職慰労金の打切り支給額161,460千円が含まれております。)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役松永幸廣氏は、京都監査法人のマネージングパートナーを兼任しております。
- ・監査役清水久雄氏は、京都紫明税理士法人の代表社員を兼任しております。なお、当社は京都紫明税理士法人との間に税務顧問契約を締結しております。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役工藤雅史氏は、株式会社フジックスの社外監査役を兼任しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役落合敏男	15回	(注)	—	—
取締役松永幸廣	14	(注)	—	—
監査役岩崎久	20	100%	12回	100%
監査役清水久雄	19	95	12	100
監査役工藤雅史	20	100	12	100

(注) 取締役落合敏男氏及び取締役松永幸廣氏の取締役会への出席状況は、平成20年6月27日就任以降に開催された取締役会15回における出席状況であり、出席率は取締役落合敏男氏が100%、取締役松永幸廣氏は93%となっております。

- ・取締役会における発言状況

取締役落合敏男氏は、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

取締役松永幸廣氏は、主に会計の専門家としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

監査役岩崎久氏は、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。

監査役清水久雄氏は、主に税務の専門家としての見地と豊富な経験から発言を行っております。

監査役工藤雅史氏は、主に法律の専門家としての見地と豊富な経験から発言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

ホ、報酬等の総額

当該事業年度における社外役員5名への報酬等の総額は28,800千円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68

(注) 1. 当社の子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外部におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外事業に係る会計及び事業運営に関する相談業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成21年3月16日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しを行い、下記のとおり決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって職務を執行するために、「ワタベウェディング倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、周知徹底を図ります。
- ・取締役社長直轄の「監査室」が、内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行います。
- ・内部通報制度により、コンプライアンス違反行為またはそのおそれのある行為について通報を受け適切な対応を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録ほか取締役の意思決定等に係る文書及び取締役に対する報告に係る文書は、「文書管理規程」及び「ITセキュリティ規程」に基づいて保存し管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの経営リスクを把握し、その評価や対応方針等を検討する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置します。
- ・リスク管理の基本的事項等については「リスク管理規程」に定め、当社グループに適用しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営環境の変化に迅速に対応するため、業務を執行する取締役により「経営会議」を開催し、社長権限に基づく意思決定を行います。
- ・「グループ予算会議」を設置し、当社グループの戦略に基づく予算及び施策の進捗管理を行います。
- ・より効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を採用します。
- ・「人事諮問委員会」を「取締役会」の諮問機関として設置し、取締役の選任に関する事項及び役員報酬に関する事項について適切性・妥当性を審議し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループにおいて、経営基本理念を共有し、ワタベウェディング倫理憲章、コンプライアンス及びリスク管理に関する規程の周知徹底を図ります。
- ・「関係会社管理規程」に当社と関係会社間における決裁及び報告すべき事項を定め、グループ内の業務の適正な管理を行います。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていませんが、監査役から求めがあった場合には、監査役を補助すべき使用人として必要な人員を配置します。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役の事前の同意を得たうえで決定します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記の各事項を監査役に報告します。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重要な事実
 - ・内部通報制度に基づき通報された事実
 - ・当局検査、外部監査の結果
 - ・当局から受けた処分
 - ・重要開示事項の内容
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査の実効性については下記の各事項をもって確保します。
- ・取締役社長と監査役の懇談会の定例実施
 - ・取締役・重要な使用人に対する定期的ヒヤリングの実施
 - ・監査役が求めた場合、監査役スタッフの配置及び専門家の活用
 - ・諸会議への出席、閲覧資料の提出、必要事項の報告
 - ・会計監査人との情報交換

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,184,216	流動負債	10,261,872
現金及び預金	4,971,517	買掛金	1,984,761
売掛金	1,768,715	短期借入金	1,037,686
商品及び製品	227,372	一年内返済予定長期借入金	363,200
仕掛品	17,279	未払金	2,142,073
原材料及び貯蔵品	578,893	未払法人税等	580,218
繰延税金資産	641,725	前受金	2,287,805
その他	1,009,470	賞与引当金	839,106
貸倒引当金	△30,758	その他	1,027,020
固定資産	16,479,062	固定負債	856,728
有形固定資産	10,720,327	長期借入金	386,800
貸衣裳	202,856	退職給付引当金	129,119
建物及び構築物	6,185,347	その他	340,809
器具備品	2,021,026	負債合計	11,118,601
土地	1,999,751	(純資産の部)	
建設仮勘定	77,711	株主資本	15,616,741
その他	233,634	資本金	4,176,372
無形固定資産	1,399,335	資本剰余金	4,038,172
投資その他の資産	4,359,399	利益剰余金	7,402,561
投資有価証券	216,844	自己株式	△364
繰延税金資産	373,257	評価・換算差額等	△1,072,364
差入保証金	3,557,928	その他有価証券評価差額金	14,691
その他	243,371	繰延ヘッジ損益	28,977
貸倒引当金	△32,001	土地再評価差額金	△906,139
資産合計	25,663,279	為替換算調整勘定	△209,894
		少数株主持分	301
		純資産合計	14,544,677
		負債・純資産合計	25,663,279

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		46,406,381
売 上 原 価		16,548,053
売 上 総 利 益		29,858,328
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,082,998
営 業 利 益		2,775,330
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,246	
そ の 他	140,724	162,971
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,589	
そ の 他	117,475	148,065
経 常 利 益		2,790,236
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	179,720	
施 設 店 舗 整 理 損	353,517	
そ の 他	174,334	707,572
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,082,663
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	909,224	
法 人 税 等 調 整 額	7,712	916,937
少 数 株 主 利 益		42
当 期 純 利 益		1,165,684

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	4,176,372	4,038,172	6,537,191	△308	14,751,427
在外子会社の会計処理変更に伴う増減			4,751		4,751
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△297,278		△297,278
当期純利益			1,165,684		1,165,684
自己株式の取得				△56	△56
土地再評価差額金の取崩			△7,788		△7,788
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	860,618	△56	860,562
平成21年3月31日 残高	4,176,372	4,038,172	7,402,561	△364	15,616,741

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日 残高	69,817	△33,918	△913,927	118,439	△759,589	265	13,992,103
在外子会社の会計処理変更に伴う増減							4,751
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△297,278
当期純利益							1,165,684
自己株式の取得							△56
土地再評価差額金の取崩							△7,788
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△55,125	62,896	7,788	△328,334	△312,775	36	△312,739
連結会計年度中の変動額合計	△55,125	62,896	7,788	△328,334	△312,775	36	547,822
平成21年3月31日 残高	14,691	28,977	△906,139	△209,894	△1,072,364	301	14,544,677

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 25社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | ワタベ・ユーエスエー I N C.
ワタベ・グアム I N C.
華徳培婚紗（上海）有限公司
華徳培婚礼用品（上海）有限公司
華徳培婚礼創意（上海）有限公司
沖縄ワタベウェディング株式会社
株式会社目黒雅叙園
メルパルク株式会社 |

③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度に設立したメルパルク株式会社と華徳培婚禮股份有限公司を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたワタベ・イタリー S. R. L. は清算終了したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度に新たに株式を取得したTRANS QUALITY, INC. 1社を当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ワタベ・ユーエスエー I N C. 他17社の事業年度末日は3月31日、華徳培婚紗（上海）有限公司他6社の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------|--|
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
|----------|--|

- | | |
|----------|-------------|
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|----------|-------------|

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- | | |
|-------------|--|
| ・商品及び製品、仕掛品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
|-------------|--|

- | | |
|-----------|---|
| ・原材料及び貯蔵品 | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
|-----------|---|

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・国内資産	貸衣裳	定額法
	建物及び構築物	定率法
	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。	
	器具備品	定額法
	その他	定率法
・国外資産		定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸衣裳	2年～3年
建物及び構築物	5年～47年
器具備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ニ. 長期前払費用

均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結会計年度末日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各子会社の事業年度末日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

イ. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ101,252千円減少し、税金等調整前当期純利益は142,525千円減少しております。

ロ. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、これによる純資産及び損益に与える影響は軽微であります。

ハ. 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(8) 連結貸借対照表の表示方法の変更

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ346,383千円、23,347千円、560,668千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「前払費用」「未収入金」「長期前払費用」「保険積立金」「破産更生債権等」「未払費用」「再評価に係る繰延税金負債」「負ののれん」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている金額は「前払費用」679,139千円、「未収入金」41,255千円、「長期前払費用」119,832千円、「保険積立金」18,596千円、「破産更生債権等」651千円、「未払費用」854,879千円、「再評価に係る繰延税金負債」25,072千円、「負ののれん」30,164千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	63,353千円
土地	636,872千円
計	700,226千円

上記の物件は、長期借入金(1年内に返済予定の長期借入金を含む)400,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,136,631千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出
再評価の日	平成14年3月31日
再評価後の帳簿価額と当連結会計年度末時価との差額	14,403千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,909,400株	一株	一株	9,909,400株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	124株	53株	一株	177株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年6月27日開催の第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 148,639千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月30日

ロ. 平成20年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 148,639千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成21年6月26日開催予定の第45期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 148,638千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年6月29日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	250,000株
権利行使時の1株 当たり払込金額	2,703円
新株予約権を行使すること ができる期間	平成18年8月1日から 平成21年7月31日まで

4. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、国内採用従業員を対象に、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、当社の在外支店採用従業員を対象に確定拠出型の退職年金制度を採用しております。なお、一部の在外連結子会社でも確定給付型の制度を有しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△836,550千円
年金資産	537,876千円
差引	△298,674千円
未認識数理計算上の差異	218,903千円
連結貸借対照表計上額純額	△79,771千円
前払年金費用	49,347千円
退職給付引当期末残高	△129,119千円

(注) 前払年金費用は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	88,033千円
利息費用	9,203千円
期待運用収益	△11,717千円
数理計算上の差異の費用処理額	△460千円
退職給付費用	85,058千円
確定拠出型の退職年金掛金等	3,995千円
合計	89,054千円

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.5%
③ 期待運用収益率	2.0%
④ 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度より5年

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,467円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	117円64銭

6. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,013,870	流動負債	5,822,174
現金及び預金	1,134,773	買掛金	1,120,119
売掛金	1,040,785	短期借入金	1,316,991
商品及び製品	172,855	一年内返済予定長期借入金	363,200
原材料及び貯蔵品	57,107	リース債務	13,257
前払費用	228,020	未払金	623,845
繰延税金資産	377,920	未払費用	201,290
短期貸付金	557,163	未払法人税等	39,125
未収入金	214,569	前受金	1,729,049
その他の貸倒引当金	△190,644	預り金	18,347
固定資産	14,517,817	賞与引当金	370,902
有形固定資産	7,068,566	その他の負債	26,045
貸衣	91,079	固定負債	473,984
建物	4,280,622	長期借入金	386,800
構築物	94,240	リース債務	41,912
車両及び運搬具	23,343	再評価に係る繰延税金負債	25,072
器具備品	757,066	預り保証金	20,200
土地	1,750,451	負債合計	6,296,158
建設仮勘定	71,763	(純資産の部)	
無形固定資産	453,701	株主資本	13,097,999
電話加入権	26,927	資本金	4,176,372
施設利用権	207	資本剰余金	4,038,172
ソフトウェア	426,567	資本準備金	4,038,172
投資その他の資産	6,995,550	利益剰余金	4,883,819
投資有価証券	192,287	その他利益剰余金	4,883,819
関係会社株	1,323,497	配当平均積立金	750,000
関係会社出資	1,423,216	別途積立金	1,910,000
長期貸付金	511,316	繰越利益剰余金	2,223,819
長期前払費用	71,266	自己株式	△364
繰延税金資産	363,050	評価・換算差額等	△862,469
差入保証金	3,198,911	その他有価証券評価差額金	14,691
保険積立金	18,596	繰延ヘッジ損益	28,977
破産更生債権	651	土地再評価差額金	△906,139
その他の貸倒引当金	85,425	純資産合計	12,235,529
貸倒引当金	△192,669	負債・純資産合計	18,531,688
資産合計	18,531,688		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,988,785
売 上 原 価		10,619,610
売 上 総 利 益		10,369,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,950,421
営 業 利 益		1,418,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	259,175	
そ の 他	50,370	309,545
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,476	
そ の 他	55,205	82,682
経 常 利 益		1,645,616
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	87,549	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	130,943	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	139,329	
施 設 店 舗 整 理 損	84,668	
そ の 他	71,713	514,204
税 引 前 当 期 純 利 益		1,131,411
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	143,428	
法 人 税 等 調 整 額	254,317	397,745
当 期 純 利 益		733,665

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
			配当平均 積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日 残高	4,176,372	4,038,172	750,000	1,910,000	1,795,220	4,455,220	△308	12,669,455
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△297,278	△297,278		△297,278
当期純利益					733,665	733,665		733,665
自己株式の取得							△56	△56
土地再評価差額金の取崩					△7,788	△7,788		△7,788
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	428,599	428,599	△56	428,543
平成21年3月31日 残高	4,176,372	4,038,172	750,000	1,910,000	2,223,819	4,883,819	△364	13,097,999

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	69,817	△33,918	△913,927	△878,028	11,791,427
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△297,278
当期純利益					733,665
自己株式の取得					△56
土地再評価差額金の取崩					△7,788
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△55,125	62,896	7,788	15,558	15,558
事業年度中の変動額合計	△55,125	62,896	7,788	15,558	444,101
平成21年3月31日 残高	14,691	28,977	△906,139	△862,469	12,235,529

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産 | |
| ・商品及び製品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・原材料及び貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- | | | |
|-------|--|--------|
| ・国内資産 | 貸衣裳 | 定額法 |
| | 建物 | 定率法 |
| | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 | |
| | 器具備品 | 定額法 |
| | 構築物 | 定率法 |
| ・国外資産 | 車両及び運搬具 | 定率法 |
| | | 定額法 |
| | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| | 貸衣裳 | 2年 |
| | 建物 | 5年～47年 |
| | 器具備品 | 2年～20年 |

② 無形固定資産

定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

イ. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(7) 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において、「商品」として掲記されていたものは当事業年度から「商品及び製品」に、「貯蔵品」として掲記されていたものは「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	63,353千円
土地	636,872千円
計	700,226千円

上記の物件は、長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）400,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,855,297千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の基礎となる価額により算出
再評価の日	平成14年3月31日
再評価後の帳簿価額と当事業年度末時価との差額	14,403千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

華徳培婚紗（上海）有限公司	116,640千円
---------------	-----------

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,167,002千円
② 長期金銭債権	496,155千円
③ 短期金銭債務	987,431千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	731,380千円
② 仕入高	6,294,749千円
③ 販売費及び一般管理費	138,505千円
④ 営業取引以外の取引高	53,079千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	124株	53株	一株	177株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産及び負債		固定資産及び負債	
たな卸資産	30,681千円	有形固定資産	165,077千円
貸倒引当金	76,198千円	無形固定資産	10,960千円
未払金	44,817千円	投資有価証券	9,903千円
未払費用	35,914千円	関係会社株式・出資金	189,689千円
未払事業税	1,964千円	貸倒引当金	37,092千円
賞与引当金	152,069千円	その他	2,547千円
繰越外国税額控除	60,532千円	繰延税金資産計	415,270千円
その他	27,171千円	その他有価証券評価差額金	10,209千円
繰延税金資産小計	429,349千円	前払年金費用	20,232千円
評価性引当額	△12,300千円	その他	21,778千円
繰延税金資産計	417,049千円	繰延税金負債計	52,220千円
繰延税金負債計	39,129千円	差引繰延税金資産	363,050千円
差引繰延税金資産	377,920千円		

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久差異項目	△4.2%
住民税等均等割	4.0%
海外支店の低率課税	△1.6%
外国税額控除	△3.1%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	541,200千円	112,750千円	428,450千円
車両及び運搬具	7,188	6,349	838
合計	548,388	119,099	429,288

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	27,898千円
1年超	401,390千円
合計	429,288千円

(3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項
該当事項ありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	事業関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社寿泉 (注1)	直接 20.23	-	事務所の賃貸借	建物の賃借(注2)	78,760	-	-
					保証金の差入れ	6,500	差入保証金	51,500

- (注) 1. 当社の代表取締役とその親族が、議決権の100%を直接所有しております。
2. 本社として使用しており、賃借料については不動産鑑定士の評価をもとに近隣の取引実勢を参考にして決定しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員等の兼任	事業関係				
子会社	株式会社目黒雅叙園	100.0	兼任2名	同社の国内華式パッケージの販売	資金の借入	250,000	短期借入金	250,000
	ワタベエンタープライズ株式会社	100.0	兼任3名	同社の国内華式パッケージの販売	資金の貸付	250,000	短期貸付金	250,000
	ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.	100.0	兼任2名	ウェディングドレスの仕入	資金の貸付	-	短期貸付金 長期貸付金	63,469 276,026

- (注) 1. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 上記の貸付金については、貸倒引当金95,500千円を計上し、同額貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,234円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	74円04銭

9. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	丹 治 茂 雄 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	下 井 田 晶 代 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	丹 治 茂 雄 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	下 井 田 晶 代 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタベウェディング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、当該内部統制システムに関する法令及び定款に適合するための体制の構築及び運用に係る取締役の職務の執行に関しては内部管理体制の整備が図られておりますが、引き続き取り組む必要があります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月12日

ワタベウエディング株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 崎 久 ㊟

監 査 役 藤 本 壽 雄 ㊟

監 査 役 清 水 久 雄 ㊟

監 査 役 工 藤 雅 史 ㊟

(注) 監査役岩崎 久、監査役清水久雄及び監査役工藤雅史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題のひとつであるとの認識のもと、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を勘案し、連結当期純利益に対する配当性向20%を目処に、当社の分配可能額の範囲内で利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び安定配当の維持等を勘案し、当初の予定どおりといたしたいと存じます。また、内部留保金については、長期的な観点に立ち、成長性・収益性の高い事業分野への投資とともに、既存事業の効率化や活性化のための投資に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金15円 総額 148,638,345円

なお、中間配当金として1株につき15円お支払いしておりますので、年間配当金は1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。
- これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (20) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (20) (現行どおり)</p> <p><u>(21) 不動産の賃貸</u></p> <p>(22) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、会社法165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元未満株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岩崎久、藤本壽雄及び工藤雅史の3氏は、任期満了となりますので、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	岩崎久 (昭和17年7月30日)	昭和36年4月 株式会社京都銀行入行 平成6年6月 同行取締役三条支店長 平成8年6月 同行取締役総務部長 平成11年10月 同行常務取締役 平成15年6月 京都信用保証サービス株式会社代表取締役会長 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	500株
2	藤本壽雄 (昭和17年8月16日)	平成11年11月 当社入社 平成12年6月 当社執行役員人事総務部長 平成13年3月 当社執行役員管理本部副本部長 平成14年6月 当社取締役管理本部副本部長 平成16年6月 当社取締役社長室長 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	7,200株
※3	白石健治 (昭和17年5月11日)	昭和41年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成6年11月 同社監査役室室長 平成14年3月 松下寿電子工業株式会社(現パナソニック四国エレクトロニクス株式会社)監査役 平成14年4月 関西学院大学商学部教授 平成16年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授就任(現任)	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 岩崎久氏、白石健治氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①社外監査役選任理由について

岩崎久氏につきましては、企業経営者としての長年の経験を活かして会社業務全般にわたる適法・適正な執行の監査を実行していただくため、選任をお願いするものであります。

白石健治氏につきましては、コーポレートガバナンスや企業会計等に精通し、その幅広い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

②社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

岩崎久氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

③社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を確保できるよう現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外監査役候補者である岩崎久氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、白石健治氏は選任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

[その契約内容の概要は次のとおりであります。]

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

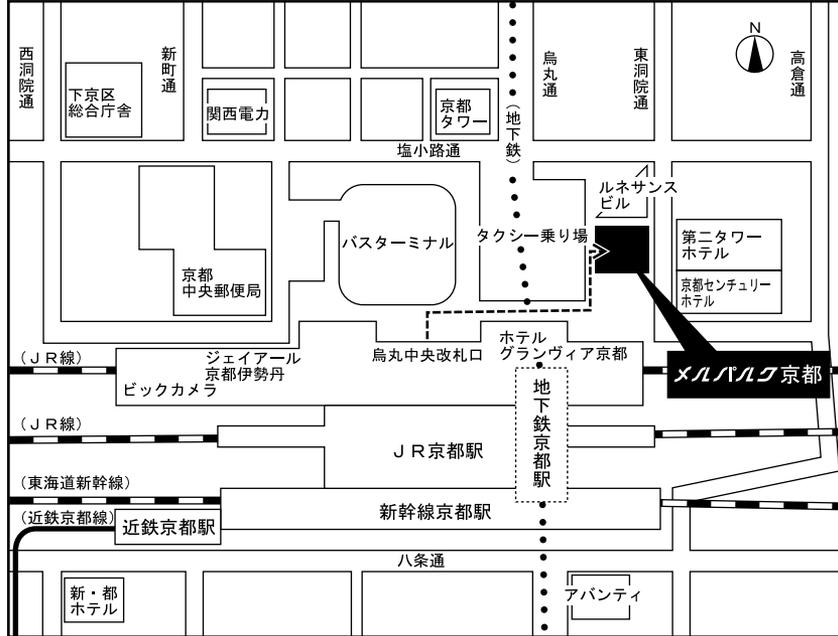
以 上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C



- (交通のご案内)
- ・ JR 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩3分
 - ・ 地下 (JR 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口) より、「出口5」をご利用ください。
 - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、JR 京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。
- (お願い)
- ・ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

平成21年6月24日

株主各位

ワタベウェディング株式会社
代表取締役社長 渡部 秀敏

「第45期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平成21年6月4日に株主の皆様あてにご発送いたしました表記書類について、一部修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正事項を掲載いたします。

敬 具

記

1. 訂正箇所
41 ページ 「第3号議案 監査役3名選任の件」
監査役候補者 白石健治氏の「略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況」

2. 訂正内容

(下線部は修正部分を示しております。)

誤		正	
昭和41年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社	昭和41年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
平成6年11月	<u>同社監査役室室長</u>	平成6年6月	松下寿電子工業株式会社（現パナソニック四国エレクトロニクス株式会社）監査役
平成14年3月	<u>松下寿電子工業株式会社（現パナソニック四国エレクトロニクス株式会社）監査役</u>	平成6年11月	<u>松下電器産業株式会社監査役室室長</u>
平成14年4月	関西学院大学商学部教授	平成14年4月	関西学院大学商学部教授
平成16年4月	同志社大学大学院ビジネス研究科教授就任（現任）	平成16年4月	同志社大学大学院ビジネス研究科教授就任（現任）

以上